

2023 休眠預金事業

(原油価格・物価高騰、子育て及び新型コロナ対応支援枠)

No.3 2024.10.18



【編集】

長野県中間支援コンソーシアム
PO(プログラムオフィサー)

2023 休眠預金事業の展開は、夏休み中の子ども食堂への支援をはじめ、各実行団体が管内の関係団体と緊密な連携・ネットワークの基つき精力的に取り組んだ等の事業進捗報告を受けた。

月次精算事務・システムの事務処理については、各実行団体とも悪戦苦闘している姿も伺えるが着実に正確な事務処理を期待したい。

【小諸市社協（エリア：佐久ブロック）】

9月9日（月）佐久ブロック第2回休眠預金事業担当者会議が佐久市福祉総合センターで開催され、管内の市町村社協及びまいさぼ担当者が約20人出席。会議は

① 「要支援世帯へのアウトリーチのための食糧配布事業」緊急食糧配布事業」の実施に向けた調整。



② 「子ども食堂実施団体への継続支援事業」「新規子ども食堂等イベント支援事業」の概要説明等を目的に開催

会場には、発注した食品等が納品され、事業者、佐久市社協と検品をした。箱詰めサンプルも展示され休憩時間中には確認作業も行われた。

小諸市社協から詳細な説明が行われた後、生活困窮者や子ども食堂の状況等情報共有し休眠預金事業の果たす役割等について活発なグループ会議も行われた。

この度の短期そして広域での事業展開を目指す会議は、概して一方的な説明会に終始しがちである。しかし、グループ討議では夏休み中の子ども食堂の取組み等、全員が熱く語り合うソーシャルワーカーの姿に感動さえ覚えた。情報発信について、各市町村社協などのHPやSNSの活用についても確認した。なお、会議にはJANPIA（安藤PO）、県社協（長峰所長・小池PO）も出席した。

第3回会議は10月7日開催し、事業進捗状況を報告し合うとともに今後実施の予定の「児童・生徒への学用品支援事業」について、熱心なグループ討議も含め検討した。

【ワーカーズコープ（エリア：中信地区）】

■フードバンク回収機能の強化

- 広報まつもと9月号に寄贈呼びかけ広告を掲載。（12月まで毎月掲載予定）
- 信濃毎日新聞9/2朝刊第一社会面に広告掲載。（2月まで隔週で掲載予定）
- 市民タイムス9/9以降2月まで隔週で掲載。各媒体からの申込が複数件あり。

※各媒体における反響等を分析、より効果的な発信方法を模索していく。

■困窮世帯・ハイリスク世帯を対象としたフードパントリーの実施

- 市内の困窮者支援団体(反貧困セーフティネット、子ども食堂など)を経由し、食事提供用および配布用食品の提供をおこなった。9月で11回、計360kgを提供。
- ※反貧困セーフティネット・アルプスと連携し、10月から一斉に始まるきずな村(松本市中央、島内、並柳、寿台、及び塩尻市)での支援物資配布に係る支援を行う

■潜在的な生活困難層（子育て世帯）への食料配布

子育て家庭向けの案内チラシを以下の窓口へ配布。

- 10/7時点で151件の申込
- 松本市の児童センター、放課後児童クラブ
- 松本市子ども福祉課、生活福祉課、多文化共生プラザ

- 社会福祉協議会(まいさぼ松本)
- 長野県地域振興局、及び松本地域子ども応援プラットフォーム所属団体
- 市民タイムス(9/18)一面掲載

※年度内でもう1～2回実施予定。現拠点での収容に限界があり、引越しを検討。

■フレッシュフードシェアの強化

- 9/13、9/27の実施に際し、今井恵みの里のほか市内の農家様、味噌組合様、玄向寺様によるご寄贈があった。
- ※松本圏域の農家さんへの認知をさらに広げてゆきたい。参加団体は少なくとも10を下回ることはなく、提供の公平性や仕組みも課題であると考えている。



【木祖村社協（エリア：木曽ブロック）】

10月3日（木）木曽郡町村社協事務局長会議が開催され、その席上木祖村社協から「しあわせ安心生活応援事業（休眠預金事業）」の申込みの中間報告がなされた。

木祖村社協の休眠預金事業の特徴的な事業の一つは「ゴミ屋敷片付け支援」である。

この事業は家庭ゴミ廃棄の清掃センター利用料の支援であるが、木曽クリーンセンターへの持込み処理はゴミの分別が大変で困難である。当日、ゴミ分別ほぼしないで済む産業廃棄物処理業者からコンテナを借用して処理する方法に変更することが提案された。

申込みは10月10日で締め切れ、申込状況は食料品・日用品等を中心に当初事業予算の6割近くになった。希望申込項目のアンバランスもあり再度の募集をするか検討中



しあわせ安心生活応援総合事業中間報告 9月30日								
	A町	B町	C町	D村	E村	F村	MP	合計
食料品の支給	12	10	1		6	8		37
日用品の支給	8	11	1		6	5	1	32
石油ストーブ	6	2				5	1	14
カセットコンロ	1	2				1		4
子ども食堂関係	2							2
高校進学者支援							1	1
中学入学者支援	1							1
ゴミ月付け支援	1	3		1	2			7
合計	31	28	2	1	14	19	3	98

【軽井沢町社協（エリア：軽井沢町内）】

「多世代で楽しむ福祉の交流の場」をテーマに、9月29日（日）開催し、600人が来場した（担当者発表）21団体・商店などの協力や出展があり盛り上がっていた。

会場の「木もれ陽の里」内外では「出会う・知り合う・つながる」がテーマに、数々のワークショップや学びの場、作品展示などを体験しながら、人とつながっていた。

屋内の作品展示のコーナーの一角には、休眠預金事業の取組みについても紹介がなされていた。



主にひとり親家庭、子育て中の生活困窮世帯の子どもに参加してもらう。子ども食堂ひまわり、しゅくだいカフェ（学習支援）9月の開催状況は次のとおり。

- 子ども食堂開催回数 計 6回開催
- 子ども食堂参加者数 計 154名
- 学習支援開催回数 計 1回
- 学習支援参加者数 計 1名 講師1名

【北アルプスの風（エリア：大北ブロック）】

2023 休眠預金事業助成の実行団体選定審査会で大変注目を浴びた北アルプスの風「干柿プロジェクト」始動した。

事業計画で、限界集落に残る資源を活用して、食品ロスをなくす方法を検討。その一つの取り組みとして、地域の高齢世帯等で管理が難しくなっている柿の木を借り受け、管理、収穫、干柿に加工する事業を計画した。

8月～9月にかけて柿の木の下見をし、10月に入り柿の実の収穫を始めた。

干柿づくりの作業は、就労支援作業所（がんばりやさん）の皆さんの仕事に…製品として完成した干柿は、地域の困窮世帯や福祉施設等に届けることを計画中。



【信濃福祉（エリア：長野ブロック）】

信濃福祉のアウトプット or 活動計画の特徴的な一つに「更生保護施設や保護観察所、地域生活定着支援センターなど触法者をサポートする関係機関や児童養護施設にアプローチし、退所後の地域での自立した生活を支える取り組みの一つとして、プロジェクトの活用を提案する」がある

9月の実施状況

- 地域定着支援センター 5件
- 更生保護施設裾花寮 8件
- 自立準備 ゆめのは 8件
- 計 21件

に支援品を届けることが出来た。児童養護施設三帰寮を卒業された方への連絡は退所児童への支援をされている荒井様に行って頂きました。

信濃福祉の「やさしさめぐるプロジェクト」の中では、経済的理由でスポーツ系の部活参加をあきらめている子どもたちを対象に、運動靴などの購入費を支援する活動を12月に計画中。スポーツ用品店や靴店などの協力を得て指定の店舗で自分で欲しい品物を選んで購入できるプログラムを実施する予定。



【伊那市社協（エリア：上伊那ブロック）】

要支援世帯約 250 世帯に支援食糧を配送した。中身は、カレー（甘口・中辛）、牛丼、カップヌードル、カップ焼きそば、ふりかけ、お茶漬、パックご飯、そうめん、そうめんつゆ、かつおフレック缶、味噌汁、サバ水煮、いわしみそ煮を 283 セット用意。209 世帯にヤマト運輸で宅配、それ以外の世帯は手渡しにて食糧支援をした。

伊那市社協では、外国人相談窓口のイベントへ参加し、食糧や生活用品を手渡すとともに、生活状況などについての相談に対応した。

また、夜間の相談窓口にてコロナ特例貸付の滞納中の世帯へ電話連絡し、世帯の状況を伺った。母子家庭や子育て世帯の家庭等収入が安定しない家庭に対して食糧支援を行い、償還免除等の手続きの案内を行った。

箕輪町では、物資郵送時にお知らせを入れ、連絡を頂くようアナウンスを掛けている。配送後 15 件の世帯と繋がり世帯状況の把握を行っている。

上伊那広域で食糧支援事業を通じた支援ネットワークの仕組みづくりが進んでいる。今年度から、宮田村内の就労継続支援 B 型サービス事業所に、梱包作業を発注することにより、障害者の作業工賃アップとやりがいにつながる事が出来ている。

伊那ブロックでは来年度以降の生活困窮者等に対する食糧支援の在り方を検討していくことにしている。そのために伊那市社協は 8 月に広域フードパントリー「むすびや」に視察訪問した。



資金分配団体からのお知らせ

1 2023休眠預金事業 中間報告会の開催

日時：12月18日（水）13:00～

会場：松本市総合社会福祉センター

内容：実行団体からの報告 & 質疑応答、講評 & ミニ講義

報告：①この間の取組み状況・課題

②来年度に向けて新たに見えてきた課題等について

（報告時間は各実行団体10分程度）



2 生活保護者が福祉的な性質による食料の援助を受けた場合の取扱い

◆ 「生活保護問答集」の一部改正・要旨 令和3年3月30日

都道府県・指定都市民生主管部長 宛

厚生労働省社会・援護局保護課長名

食料が贈与された場合には、当該物品等が既に費消されている場合や売却等による活用が困難な場合に、当該物品等そのものの販売価格を収入認定するようなことは、最低生活維持の観点から行うべきでない、留意すること。

◆ 令和5年度 長野県地域福祉課から郡市福祉事務所生活保護担当係長宛メールでの周知内容

生活保護受給者のフードバンク利用については、「保護費で賄うことが原則になるが、生活保護受給者が食料をフードバンク等から提供を受けた場合であっても、別冊問答集問8-29(2) (312-313ページ)において「原則、収入として認定しないこととして差し支えない」とされています。」

本事業は、休眠預金を財源とする緊急事業であり、本人の自己申告に基づいて対応することはやむを得ないと考えます。一方で、可能な場合には、担当ケースワーカーとの情報共有に心掛けてください。